平成２７年（再イ）第３８号
宮城県岩沼市栄町３丁目１番12号
再生債務者　星　　大輝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年10月21日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第１０号
愛知県刈谷市一ツ木町落合６番地87
再生債務者　宮崎　善之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年10月21日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２７年（再イ）第６７号
神戸市東灘区住吉宮町４丁目１番５―405号
再生債務者　木下惠津子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年10月20日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２７年（再イ）第７号
富山市経堂２丁目222番地　フラワードリームＢ203号
再生債務者　伊井　英亜
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年10月21日　　富山地方裁判所

平成２７年（再イ）第１号
静岡県菊川市土橋366番地の４
再生債務者　遠藤　周太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年10月21日　静岡地方裁判所掛川支部

平成２７年（再イ）第８号
三重県志摩市阿児町鵜方1047番地228
再生債務者　神村　亮大
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年10月21日
津地方裁判所伊勢支部再生係

平成２７年（再イ）第１９号
兵庫県川西市緑台４丁目６番地の36
再生債務者　渡邉　　昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年10月21日　神戸地方裁判所伊丹支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第４４号
茨城県ひたちなか市大字馬渡864番地の２
再生債務者　黒澤　　弘
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年11月６日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成27年10月21日　　水戸地方裁判所

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第１４号
横浜市中区本牧元町57番５号
再生債務者　中原　　努
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年11月18日まで
4　一般異議申述期間　平成27年12月２日から平成27年12月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（再ロ）第８号
京都市伏見区淀美豆町756番地の２
再生債務者　上島　亮人
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年11月20日まで
4　一般異議申述期間　平成27年11月24日から平成27年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第５号
埼玉県比企郡ときがわ町大字関堀169番地１
再生債務者　佐藤　義治
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年９月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年11月10日まで
平成27年10月20日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（再ロ）第１号
香川県丸亀市飯山町西坂元1392番地３
再生債務者　曽我部貴彦
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年10月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年11月18日まで
平成27年10月21日　高松地方裁判所丸亀支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第８号
宮城県多賀城市山王字中山王47番地の９
再生債務者　大村　　昇
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年10月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年10月20日
仙台地方裁判所第４民事部

総務省共済組合定款の一部変更について

総務省共済組合定款（平成13年１月６日制定）の一部を次のとおり変更する。
平成 27 年９月 30 日
総務省共済組合代表者
総務大臣　山本　早苗

第13条第１号中「別表第三」を「別表第二」に改める。
第14条を次のように改める。
（組合員の種別）
第14条　組合員は、次のように区分する。
⑴　長期組合員　次号から第４号までに規定する組合員以外の組合員
⑵　短期組合員　法第72条第２項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けない組合員
⑶　継続長期組合員　法第124条の２第１項前段の規定により引き続き長期給付に関する規定の適用を受ける組合員
⑷　任意継続組合員　法第126条の５第１項後段の規定により引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することができる組合員
2　長期組合員のうち厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の適用を受ける被保険者は、同法第２条の５第１項第２号に規定する第２号厚生年金被保険者及び高齢任意加入被保険者（同法附則第４条の３第１項の規定による被保険者であって、組合員であるものをいう。）に区分する。
第16条中「第51条第１項」を「第50条第１項」に改める。
第17条中「第52条」を「第51条」に改める。
第26条（見出しを含む。）中「決定及び支払」を「裁定及び決定並びに支払」に改める。
第28条第１項中「第１号の２及び第４号並びに第６項」を「第２号及び第４号並びに第７項」に、「第42条第１項」を「第40条第１項」に、「第42条の２第１項」を「第41条第１項」に改め、同条第２項中「第99条第５項若しくは第７項」を「第99条第６項若しくは第８項」に改め、同条第５項中「第99条第２項第２号」を「第99条第２項第３号」に改める。
附則第３条中「第52条」を「第51条」に改める。
附　則
この変更は、平成27年10月１日から施行する。